法と経済学的手法による国際知的財産担保法研究 -方法論の充実と普及を目的として

Private International Law(PIL) & Securities in Intellectual Property, applying a Law and Economics Approach with the aim of developing and disseminating the methodology of PIL

河野 俊行 (KONO TOSHIYUKI)

九州大学・大学院法学研究院・教授



研究の概要

知財担保に関する国際私法のあるべき形を探りながら、国際私法における法と経済学の有用性 を証明します。その前提として知財担保の実務状況を調査するとともに、国際私法の経済分析 を進めます。学際的、国際的な研究方法をとり、その成果は、複数の国際フォーラムと協働し ながら発信してゆきます。

研 究 分 野:法学

科研費の分科・細目:国際関係法学

キーワード:国際私法、知的財産、担保、法と経済学、ベンチャー、金融

1. 研究開始当初の背景

私人・私企業を当事者とする国際的な紛争 の解決にあたっては、まずどの国の法が適用 されるかを決定しなければなりません。その 決定は、各国の国会が制定する法律(国際私 法) によって行われますが、その方法論は多 くの国(日本を含む)において未だに 19 世 紀にドイツで確立された方法論に拠ってい ます。1950-60 年代のアメリカの研究者によ る問題提起をのぞけば、これまで方法論をめ ぐる議論は低調でした。ほかの法分野では有 力な法と経済学の手法が、国際私法の方法論 として主張され始めたのは、ここ 10 年ほど のことです。

2. 研究の目的

知財は、企業の国際戦略において重要性を 増すと同時に、特にスタートアップ段階の企 業にとっては、知財を活用して信用を受ける ことが重要です。ところが各国の担保法、知 財法とも異なっているため、国際的な知財担 保が問題となる場合、どの法によって知財担 保の諸問題を解決するか、がまず問題となる わけです。

国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)はこ の問題の重要性に気付き、平成22年6月/ 7月の第43回会期において、知的財産担保 の国際私法ルールを含む立法ガイドライン を採択しました。しかし採択された案は、会 期終了直前に、専ら交渉決裂回避を目的とし たものでした。知的財産担保が国際的に活用

され、より多くの発明や創作、またはそれを 実装した商品及び役務の社会への提供を生 み出す原動力になるべきである、という観点 からは、問題が多いと言わざるを得ません。 これは従来型の国際私法方法論の限界を如 実に示すものであり、方法論的な打開策が示 されなくてはなりません。

本研究では、知的財産担保の目的に最も適合 する手段は何かという発想から新たな国際 私法ルールの可能性を探り、それを介して、 法と経済学の手法の有用性を示したいと考 えています。

3. 研究の方法

第一に、知財担保に関する実務調査を行いま す。第二に、法学的推論から一度離れたうえ で、機能及び費用便益に基づいて国際私法ル ールを分析します。具体的には、統一法の意 義・機能に関する経済分析を行った上で、知 財に関する国際私法ルールの分析、担保の機 能分析、担保法の機能分析を行い、さらに知 財担保に関する国際私法ルール分析を進め ます。第三に、上記二つの手法を側面サポー トするため、知財とそれをめぐる法制度を、 特にファイナンスの文脈から再アプローチ し、知財法と関連する法の機能的分析を進め ます。第四に、研究代表者が関わる伝統ある 国際的フォーラムに「場」を得てその活動の 一環として成果を国際発信します。特に、研 究代表者によるハーグ国際法アカデミーに おける連続講演と、研究代表者が委員長を務

める国際法協会の知財及び国際私法に関する委員会(International Law Association, Committee on IP and Private International Law)における議論とレポートが重要です。

4. これまでの成果

①ベンチャー企業および資金供給にかかわ る関係者(金融機関、ベンチャーキャピタル、 投資ファンド、事業会社、特許事務所、法律 事務所等)に対するアンケート調査を行いま した。その結果、(1)知財担保融資は、実際 に利用しているベンチャー企業が少ない、 (2)知的財産権を事業で利用する企業は、べ ンチャーキャピタルや取引先、投資ファンド 等のエクイティ・ファイナンスを利用してい る、(3)知財担保融資の際には知的財産権の 担保価値評価は行われているが、エクイテ ィ・ファイナンスにおいては知的財産権の価 額評価は行われず、所在の確認等にとどまる、 (4)担保権が設定されていても、その実行は 難しいと考えられている、ということが明ら かとなりました。その背後には、知財と事業 が混然一体となっており、知財自体の評価そ のものがしにくいという日本のベンチャー の状況があると推測されます。これはたとえ ばアメリカとは違うのではないかと考えら れます。

②統一法は国際私法よりも優れているという立場が、内外を問わず法律学では支配的ですが、法の統一性(統一法)と選択可能性(国際私法)の優劣は条件によるのであって、その条件を洗い出す必要があります。さらに、費用面のみならず、費用と便益の両方に目配りした分析が必要です。その結果、一定の場合には国際私法が優位に立つことを証明できました。また同じ統一法と言っても、統一性が緩やかで選択可能性を内包した統一法のほうがより多くの締約国を得ていることを明らかにできました。

③国際私法の統一が必要であると一般には信じられていますが、法廷地法を適用する関係を考慮しても支配された戦略であることを明らかにしました。またゲーム理論にる場合の分析が国際私法統一へ導くための上とり、国際私法統一への必要条件として、他国とのであることを明らかにしました。その上との相互性、長期性、多角性が必要条件であり、さらに協力、非協力、裏切りの選択肢を与えられた国にとっての便益計算を行って、統一へ導きやすい状況を精緻に分析しました。

5. 今後の計画

平成 26 年 9 月 4-5 日に東京大学福武ホール において国際シンポジウム The Law and Economics of High Tech Ecosystems: Intellectual Property and Venture Capital を開催します。これは経営学、経済学、知財法学、民法学、国際私法学の内外の研究者、および知財実務家、UNCITRAL、欧州委員会の担当者を招聘し、学際的かつ理論と実務の架橋を目指して開催されます。これまでの成果をさらに発展させる試みです。さらにオンラインサーベイ用ソフトを用いて、第二サーベイを行います。これらの成果を取りまとめて英文で公刊し、国際機関との連携を強化します。

6. これまでの発表論文等(受賞等も含む)「ベンチャー企業の資金調達における知的財産権の利用―日本のベンチャー企業および資金供給側へのアンケート調査を通じて一」(清水剛)、

「ネットワーク理論による知的財産ファイナンス分析」(寺本振透)

「知的財産ファイナンスと法理論:知的財産 法の観点から」(小島立)

「知的財産ファイナンスと法理論:民法の観点から(原恵美)

「知的財産権担保の国際私法ルールの法学的検討:UNCITRAL 立法ガイドおよび CLIP 案を素材として」(<u>河野俊行</u>・クレア・チェン)

「知的財産権担保の国際私法ルールの経済 的分析」(河野俊行・加賀見一彰)

以上、特集「知的財産ファイナンスと法」 民商法雑誌 1 4 9 巻 4 = 5 合併号 (2014 年夏 刊行予定)

<u>Toshiyuki Kono</u>, Cross-border Enforcement of Intellectual Property: Japanese Law and Practice, in Paul Torremans (ed.), Research Handbook on Cross-Border Enforcement of Intellectual Property (forthcoming in 2014)

Toshiyuki Kono and Kazuaki Kagami, Is a Uniform Law always preferable to Private International Law? – a Critical Review of the Conventional Debate on Uniform Law from the viewpoint of Economic Analysis, the Japanese Yearbook of International Law 2013 (forthcoming in 2014)

ホームページ等

http://kibanj.toshiyuki-kono.jp/http://kiban.toshiyuki-kono.jp/